

令和6年度介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件について

令和6年度の介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定におきまして、介護職員等の更なる処遇改善としてそれぞれ「介護職員等処遇改善加算」「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当法人においても、職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い、加算算定要件を満たしていることから算定を行っております。

当該加算算定要件のひとつ「見える化」要件について、ホームページへの掲載等により公表することが求められているため、以下のとおり公表いたします。

【入職促進に向けた取組】

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善